

第3章 市税の納付・相談

1 納付・相談

1 市税の納期・納付方法について

市税の納期とは、市税を納付することができる期間のことで、その期間は税目ごとに異なります。詳しくは、表紙裏の「市税納期カレンダー」をご確認ください。

また、市税を納付することができる場所及び納付方法は次のとおりです。

【場所】

銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫及び農業協同組合等、ゆうちょ銀行(郵便局)、コンビニエンスストア等※1

※1 取り扱う金融機関やコンビニエンスストア等の情報については、納付書裏面や本市ウェブページをご覧ください。

【納付方法】

スマホ決済 クレジット納付 ペイジー 口座振替 地方税共通納税システム(eLTAX)

最新の情報や納付方法の詳細は、本市ウェブページをご覧ください。

横浜市税 納付方法

検索

2 納税にお困りの場合は

定められた納期限後も市税が未納となっている場合には「督促状」や「催告書」が送付されます。

事情により納税が困難な場合で、法律等に定められた一定の要件に該当する場合には、一時的に納税が猶予される「徴収猶予」や、滞納処分によって差し押えられた財産の換価が猶予される「換価の猶予」の適用を受けられる場合があります。

また、災害等による被害を受けた場合等には市税の減免が受けられる場合があります。

このような事情によって納税が困難な場合には、早急に区役所税務課(注)までご相談ください。

(1) 徴収猶予

次の①～⑤などにより、市税を一時に納付することができない場合、区役所税務課(注)に申請することにより、1年以内の期間に限り、徴収猶予が認められる場合があります。

- ①財産について災害を受け、又は盗難にあったこと
- ②納税者又はその生計を一にする親族などが病気にかかり又は負傷したこと
- ③事業を廃止し、又は休止したこと
- ④事業について著しい損失を受けたこと
- ⑤本来の法定納期限から1年以上経過した後に、賦課決定の遅延等により納付、又は納入すべき税額が確定したこと

(2) 換価の猶予

市税を一時に納付することにより、その事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、その市税の納期限から6か月以内に、区役所税務課(注)に申請することにより、1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

※ 申請する市税以外に、既に滞納となっている市税がある場合には、原則として、申請による換価の猶予は認められません。

※ 上記の「申請による換価の猶予」のほか、区長(市民税特別徴収分については市長)の職権に基づく換価の猶予制度があります。

(3) 猶予が認められると…

- 猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。
- 財産の差押えや換価(債権の取立を除く)が猶予されます。

(4) 申請の手続

(提出する書類)

ア 「徴収猶予申請書」又は「換価猶予申請書」

イ 「財産収支状況書」

※ 資産、負債、収支状況などを記載してください。

※ 猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合は、「財産収支状況書」に代えて「財産目録」及び「収支の明細書」を提出してください。

ウ 担保の提供に関する書類

エ 災害などの事実を証する書類（徴収猶予の場合）

※ 罹災証明書、医療費の領収書、廃業届、決算書など

(申請の期限)

○徴収猶予

申請理由が①～④に該当する場合の徴収猶予については、申請の期限はありませんが、猶予を受けようとする期間より前に申請してください。⑤に該当する場合の徴収猶予については、その本来の法定納期限から1年以上経過した後に納付すべき税額が確定した市税の納期限までに申請してください。

○換価の猶予

猶予を受けようとする市税の納期限から6か月以内

(5) 猶予の許可又は不許可

提出された書類の内容を審査した後、区役所税務課又は総務局納税管理課から猶予の許可又は不許可を通知します。猶予が許可された場合は、区役所税務課又は総務局納税管理課から送付される「猶予許可通知書」に記載された分割納付計画のとおり納付する必要があります。

(6) 担保の提供

猶予の申請をする場合は、原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保（土地、建物など）を提供する必要があります。

(7) 猶予期間

猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税を完納することができる期間に限られます。なお、猶予を受けた市税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

※ 猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、申請することにより、猶予期間の延長が認められる場合があります（当初の猶予期間と合わせて最長2年）。

(8) 市税の減免

次の要件に該当する場合には、その状況に応じて市税の減免が受けられる場合があります。

税 目	減免される場合の例
市 民 税	○ 災害を受けた場合 ○ 生活扶助を受けている場合等 ※1 ○ 失職等の場合 ※2
固定資産税	○ 災害等のため ・ (床上) 浸水などの損害を受けた家屋・償却資産 ・ がけくずれなどにより損害を受けた土地 ○ 生活扶助を受けている場合等 ※1
軽自動車税	○ 障害者が使用する場合 ○ 生活扶助を受けている場合等 ※1

※1 生活保護を受けている場合、又はこれに準ずる場合をいいます。

※2 失職等の場合とは、自己都合による退職等は除きます。

徴収猶予、換価の猶予、市税の減免を申請する場合はそれぞれ申請書等が必要です。詳しくは各担当にご相談ください。

【問合せ先】

徴収猶予・換価の猶予について	市税の減免について
<ul style="list-style-type: none"> ・ 区役所税務課収納担当(50 ページ参照) ・ 総務局納税管理課滞納整理担当(52 ページ参照) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区役所税務課各担当(50 ページ参照) ・ 総務局償却資産課(償却資産センター)(52 ページ参照)

(注) 特別徴収義務者の問合せ先及び申請先は次のとおりです。

- ・ 令和7年度課税分以前の場合
 - 市内に所在地のある特別徴収義務者：区役所税務課
 - 市外に所在地のある特別徴収義務者：市役所総務局納税管理課
- ・ 令和8年度課税分以降の場合
 - 特別徴収義務者の所在地にかかわらず：市役所総務局納税管理課

3 市税の滞納

市税を定められた納期限までに納税しないことを『滞納』といいます。

市税を滞納すると、区役所では早く納めていただくように催促の通知書(督促状や催告書等)をお送りします。その後も納付されない場合には、滞納処分を執行します。

(1) 市税の延滞金

納期限を過ぎると、納期限内に納税した方との公平性を確保するためにも、納期限の翌日から納めた日までの期間の日数に応じ、延滞金<遅れたための利息>がかかり、市税の額とあわせて納付することとなります。

延滞金の割合は、納期限の翌日から1か月以内は、延滞金特例基準割合※に年1%を加算した割合、納期限後1か月を経過した日以降は、延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合になっています。

※ 延滞金特例基準割合：各年の前々年の9月から前年の8月までの国内銀行の貸出約定平均金利として財務大臣が告示する割合に年1%を加算した割合

(2) 督促状と催告書

納期限を過ぎても市税が納付されない場合は、「督促状」が送付されます。

その後も納付が確認できない場合には、「催告書」が送付されます。

督促状や催告書が届いたら早急に納付してください。送付後も未納が続いた場合には滞納処分が執行されます。

督促状や催告書に記載されている内容が不明な場合には、送付元の区役所税務課（注）までお問い合わせください。

- ・「督促状」は、地方税法及び横浜市市税条例において送付することが定められているものです。
- ・「催告書」は、未納となっている市税の自主的な納付を目的に送付している横浜市独自のものです。納税者の状況等によっては送付されない場合がありますが、その場合でも滞納処分が執行されることがあります。
- ・市税を納付してから、本市に納付したデータが届くまで最長2週間程度かかります。そのため、行き違いで督促状や催告書が送付されることがあります。

(3) 滞納処分

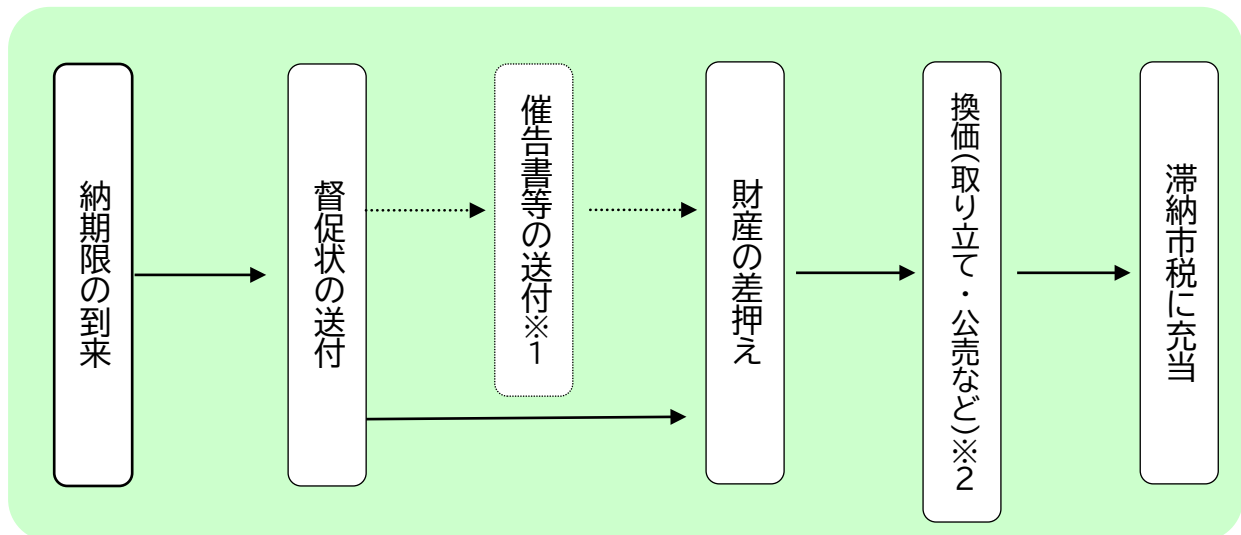
横浜市では市税を滞納された方に対して督促状などをお送りしています。

それでも納税していただけない場合には、納期限までに納税された方との公平性を確保するため、財産（給与、預金、不動産など）を差し押さえ、取立てや公売を行い、市税に充てることとなります。

こうした差押えや取立て、公売などの一連の手続きを滞納処分といいます。

滞納処分は、自主的に納税していただけない場合に、法律に基づく手続きにより、市税の確保を図るものです。

◆滞納処分の概略



※1 状況によって送付されない場合もあります。

※2 差押さえた財産を金銭に換えること。

(注) 特別徴収義務者の問合せ先は次のとおりです。

- ・令和7年度課税分以前の場合
 - 市内に所在地のある特別徴収義務者：区役所税務課
 - 市外に所在地のある特別徴収義務者：市役所総務局納税管理課
- ・令和8年度課税分以降の場合
 - 特別徴収義務者の所在地にかかわらず：市役所総務局納税管理課

2 審査請求

課税処分や差押処分などについて不服があるときは、納税者は市長に対して文書で審査請求をすることができます(審査請求をすることができる期間など、詳細については、それぞれの処分の通知書に記載がありますのでご覧ください。)

また、この審査請求に対する市長の裁決に不服があるときは、裁判所に訴えることもでき、行政機関の誤った処分によって納税者が不利益を受けることのないように、その権利を保護しています。

なお、固定資産課税台帳に登録された「価格」についての不服は、固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることとなり、市長に対して審査請求をすることができませんのでご注意ください(35ページ「10 審査の申出について」参照)。